

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社吉田組
- 業者の住所 : 群馬県桐生市宮本町1-1-22
- 2 指名停止措置期間 : 令和3年3月10日～令和3年5月9日 (2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 東京支社管内 (関東)
- 4 事実概要
- 当該業者は、令和2年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した工事請負契約書を添付し、虚偽の申請を行った。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、群馬県知事から令和3年1月14日に監督処分(指示)を受けた。
- 5 指名停止措置理由
- 4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13項(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 当該地方機関の施行地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次に掲げる場合を除く。)	認定した日から1か月以上9か月以下
14 以降 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)